目 次

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○家畜伝染病の発生

公 告

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

○採石業務管理者試験の実施

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 ○開発行為に関する工事の完了(三件)

選挙管理委員会

宮

○投票用紙等の印刷保管等取扱規程の全部を改正する告示

告

示

○宮城県告示第六百四十九号

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

平成二十八年八月五日

番 号

事 業 所

(1)

所在地の名称及び

支援の種類指定障害児通所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

設置者名

指定年月日

発 行

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

(障害福祉課) ページ 一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年八月五日

畜

産

課

同

都市計画課

○宮城県告示第六百五十一号 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家

平成二十八年八月五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

家畜伝染病の種類

教育庁高校教育課

 \equiv

(産業立地推進課)

(建築宅地課)

ヨーネ病

三

 $\vec{-}$

畜種

牛

(黒毛和種)

 \equiv 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 三頭

四 大崎市 発生の場所又は区域

Ŧī. 発生年月日

平成二十八年七月二十二日

六 法令殺 患畜の取扱い 〇四五〇九一五〇三八

→ 十七 多賀城市大代一 − 三 多賀城市大代一 − 三 ・ 十七

ービス 放課後等デイサ

e n 会社 L i

八平月成

一 日十八 年

○宮城県告示第六百五十号

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

宮城県知事 村 井

嘉

浩

〇四一〇九一五〇二九	事業所番号	
十四 - 四十四 多賀城市笠神二丁目 エコ・アース多賀城	所在地の名称及び	
型就労継続支援B	ービスの種類 指定障害福祉サ	
株式会社・サース・	設置者名	
八月一日平成二十八年	指定年月日	

縦覧に供する。

○宮城県告示第六百五十二号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 縦覧に供する。 岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和四十三年法

平成二十八年八月五日

都市計画の種類及び名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

名称 岩沼市流域関連公共下水道

2

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百五十三号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成二十八年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 八号千年希望の丘藤曽根緑地

宮

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公

告

〇採石法 (昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管

理者試験を次のとおり実施する

平成二十八年八月五日

試験日時

平成二十八年十月十四日(金)午前十時から正午まで

試験会場

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉二丁目一番五十号

(出願者数の状況により、会場を変更する場合がある。会場の変更については、出願者に郵送す

る受験票で指定する。)

試験科目

岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩

受験手続

受験願書の受付期間は、平成二十八年八月二十二日(月)から九月九日(金)までとする。た

だし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で 2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

配布する。

4 受験願書の提出先 宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八○-八五七○ 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話○二二-二111-二七三二)

受験願書の添付書類

5

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前

六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した

〇都市計画法

平成二十八年八月五日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

宮城県知事

村

地域の名称

番十一、六十九番一の一部、 七十一番の一部、七十三番、七十五番、七十七番、 名取市田高字原六十六番三の一部、 部、六十七番八の一部、 百二十番七の一部、 六十七番十、六十七 六十九番二の一部、 六十三番二地先の 六十七番二

(3)

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 七地先の水の一部、 部、 黒川郡富谷町成田五丁目十六番地六 十一番五地先の水の一部 部、 六十七番八地先の道の 同高舘吉田字野来十一番五の 株式会社 福互 部 亘

一十番

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

平成二十八年八月五日

地域の名称 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

> 宮城県知事 村 井 浩

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域

(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した

平成二十八年八月五日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

十二番、二十三番の一部、二十八番、二十九番、 十番一、二十番四の一部、二十一番二の一部、 気仙沼市赤岩小田九番二の一部、 宮城県知事 十五番一、二 浩

三十番一、三十番二の一部、三十一番、三十二番

番地先の道の一部、 五十番二、五十一番一の 四十四番二、四十五番、 三十七番一、四十番三、四十三番、 五十四番の 部、 十五番一地先の道の一部、 一部、五十五番の一部、 五十八番の一部、 四十三番地先の道の一部、 . 四十八番一、四十九番一、 部、 五十二番、 四十四番一、 五十六番 二十八 五十三 四

六番十三の一部、同字大林西千刈五番の一部 栗原市若柳字大林寺浦三十二番二の一部、三十

 \equiv

四

Ŧi.

六

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 平成二十八年五月二十四日

七

選挙管理委員会

○宮選管告示第百七号

投票用紙等の印刷保管等取扱規程の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月五日

宮城県選挙管理委員会

員

長

伊

東

則

夫

投票用紙等の印刷保管等取扱規程

投票用紙等の印刷保管等取扱規程(昭和五十三年宮選管告示第三十七号)の全部を改正する。

の議員及び市町村長の選挙を除く。)及び漁業法 海区漁業調整委員会の委員の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査法 この規程は、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) (昭和二十四年法律第二百六十七号)に規定する 第二条に規定する選挙(市町村の議会 (昭和二十二年法律第百三十

先の水の一部、四十五番地先の水の一部、 十四番二地先の道の一部、 番地先の水の一部 部、 二十番一地先の水の一部、 三十一番地先の水の 十五番一地先の水の 部、 二十番四地先の水 四十四番一地 四十八

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市

 $\vec{-}$

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

落札に係る物品の名称及び数量 A重油 (JIS一種一号) 七十キロリットル

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三

落札者を決定した日 平成二十八年六月二十九日

落札者の名称及び所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号

落札金額 五百二十一万六千四百円

するものとする。

定めるものとする。票用封筒(以下「投票用紙等」という。)の印刷、保管、送致その他の取扱いに関し必要な事項を票用封筒(以下「投票用紙等」という。)の印刷、保管、送致その他の取扱いに関し必要な事項を六号)に規定する審査に使用する投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書用封筒及び仮投

ļ

第二条 印刷すべき投票用紙等の紙質、数量等は、別に定めるところによるものとする。

- せるものとする。

 定による引渡しまでの間における投票用紙等の保管に関する主任者の職及び氏名を県選管に通知さ定による引渡しまでの間における投票用紙等の保管に関する主任者及び印刷の開始から次条の規注者」という。)から、投票用紙等の印刷の作業工程に関する主任者及び印刷の開始から次条の規2 宮城県選挙管理委員会(以下「県選管」という。)は、投票用紙等の印刷を受注した者(以下「受
- 3 県選管は、受注者に対し、投票用紙等の印刷作業工程表を県選管に提出させるものとする。
- 県選管は、第二項の通知及び前項の通知があった後、投票用紙等の印刷を開始させるものとする。
- 定した職員(以下「指定職員」という。)を派遣し、印刷作業工程に立ち会わせるものとする。5 県選管は、受注者が投票用紙等の印刷を行っている間において必要と認めるときは、県選管が指

(F)

き渡すものとする。
・
き渡すものとする。
・
とに受注者において別に定める数量ごとに梱包して引

2 印刷作業工程において生じた刷り損じ等に係る投票用紙等は、前項の例により引渡しを行うもの

(選致)

第四条 投票用紙等は、県選管が市区町村選挙管理委員会(以下「市区町村選管」という。)に送致

(数量不足の場合の措置) 前項の規定による送致は、指定職員が当たり、市区町村選管の長の受領書を徴するものとする。

に追加すべき数量を県選管に申し出るものとする。 第五条 市区町村選管は、前条の送致を受けた後、投票用紙等に不足を生ずると認めた場合は、直ち

ら当該数量を前条の例により直ちに送致するものとする。 2 県選管は、前項の規定による申出を適当と認めた場合は、県選管に保管する予備の投票用紙等か

(処分等)

区町村選管がその数量を確認するものとする。紙等」という。)の処分は県選管又は市区町村選管が行うものとし、当該処分を行う県選管又は市第六条 投票用紙等に係る不用となった用紙等及び使用残となった用紙等(以下単に「使用残投票用

に、県選管が指定する場所に使用残投票用紙等を送致するものとする。 市区町村選管は、使用残投票用紙等の処分を県選管に委任する場合は、県選管が指示する日まで

2

3

市区町村選管は、使用残投票用紙等を処分した場合は、処分後直ちに別記様式による処分完了報

陈

告書を県選管に提出するものとする。

この告示は、平成二十八年八月五日から施行する。